

## 富沢駅周辺地区

## 区画整理ニュース

発行：仙台市都市整備局 都市開発部 富沢駅周辺開発事務所



年頭のご挨拶

所長 佐藤和彦

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、富沢駅周辺土地区画整理事業に格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございました。

当事務所も皆様のお陰をもちまして、無事に新春を迎えることができました。これを機に職員一同一層気を引き締めて、皆様のご期待にお応えいたすよう換地処分に向け努力いたしたいと存じます。

引き続き、権利者皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆様方にとってより良い年になることをお祈り申し上げます。

## ◇ 第85回審議会を開催しました

平成28年1月13日(水)に富沢駅周辺開発事務所において、第85回仙台市富沢周辺土地区画整理審議会を開催しました。

審議会では、昨年実施しました換地計画(案)のお知らせ及び個別説明の結果、並びに、換地処分に向けた今後の進め方をご説明しました。

これらを踏まえまして、「縦覧に供すべき換地計画」に意見を求める件、「換地計画の軽微な修正又は変更について、施行者限りで処理すること」に同意を求める件の2件について諮問し、ご了承いただきました。

## ◇ 換地計画の縦覧について

換地処分に向け定めようとする換地計画について、次のとおり、2週間公衆の縦覧に供することを1月14日(木)に公告しましたのでお知らせします。

- ・縦覧期間 平成28年1月18日(月)から1月31日(日)まで
- ・縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ・縦覧場所 仙台市太白区長町三丁目7番13号 仙台長町ビル3階  
仙台市富沢駅周辺開発事務所

なお、利害関係者の方で、縦覧に供された換地計画について意見がある場合は、縦覧期間内に、施行者(仙台市)に意見書を提出することができます。

縦覧等の手続きが終了次第換地計画を決定し、3月には、権利者の皆様に「換地処分の通知」を送付する予定としております。

### 事務所からお願い

#### <権利の変動に伴う届出等について>

換地処分等手続きを進めるにあたり、権利変動を常に把握する必要があります。

土地の売買や相続などにより権利の変動が生じた場合、抵当権などを設定又は変更した場合、土地の分筆や合筆をした場合、住所を変更された場合などには、速やかに届け出下さるようお願いいたします。

なお、換地処分の通知については、権利変動の届出をしても、相続登記や遺産分割協議がお済みでない場合は、法定相続人に対し行うこととなりますので、相続が発生している場合には、相続登記や遺産分割協議を行っていただきますようお願いいたします。

#### <換地処分など手続き等の効力について>

換地処分の通知など土地区画整理法令等に基づく処分・手続き等が行われた後、売買や相続などの権利変動があった場合は、同法の「みなし規定」により、新たな権利者に対して、これらの処分・手続き等がなされたものとみなされることとなります。

よって、売買や相続などが行われた場合には、お持ちの処分・手続き等に関する書類を新たな権利者に引き継いでいただきますようお願いいたします。

権利変動等については、事業係(TEL 022-246-5941)までお問い合わせ願います。

仙台市 都市整備局 都市開発部 富沢駅周辺開発事務所

住所 〒982-0011 仙台市太白区長町三丁目7番13号 仙台長町ビル3階

電話 管理係 022(246)5934 事業係 022(246)5941

Eメールアドレス [tos009270@city.sendai.jp](mailto:tos009270@city.sendai.jp)

ホームページ <http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/toshi/kukakuseiri/0539.html>